



令和2年9月

産業環境部商工港湾課

新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の売上減少を下支えします。

1. 「しおがま家賃支援給付金上乗せ支援金」を支給します

(1)概要

塩竈市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上げの減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、国の「家賃支援給付金」給付決定を受けた事業者の土地・建物の支払賃料について上乗せ支給いたします。

(2)支援金の額・申請期間

①給付額

	支援金の額	上限額
法人 個人事業者	支払賃料(月額)×6分の1×6ヶ月	10万円

※1,000円未満切り捨て

※支援金は、給付決定通知発送後、口座に振り込まれます。

②申請期間 令和2年9月1日から令和3年3月15日まで

(3)対象となる事業者・物件

①対象となる事業者

国の「家賃支援給付金」の支給決定を受け、給付された事業者

②対象となる物件

国の「家賃支援給付金」の給付決定の対象となった市内に所在する店舗・事務所等

(4)申請方法

①申請書の取得方法 市ホームページからダウンロード、市内公共施設に設置

②提出方法 新型コロナウイルス感染防止のため、郵送により提出

2. 「しおがま事業継続支援金」の支給を受けた方に追加支給を実施します

市内中小事業者等の事業継続をさらに後押しするため、「しおがま事業継続支援金」の支給を受けた方に追加で10万円を支給します。

既支給額10万円と今回追加支給額10万円で1事業者あたり合計20万円の支給となります。

事業者から改めての申請は不要です。振込は9月下旬を予定しています。